

お客様 各位

## 消費税改正時の対応について（通知）

皆さまご承知のとおり、2014年4月1日現在8%の消費税率が、2019年10月1日に10%へ引き上げられることが報じられております。

株式会社中勢自動車学校（以下「当校」）は、2013年10月1日施行の「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取り組みを行っております。

当校では、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会から2013年12月27日に公正取引委員会へ届出を行いました「消費税の転嫁・表示カルテル」を遵守しております。

### 1 消費税額の算出基準

消費税本来の意味合いから、当校では「消費＝受講時」と位置づけさせていただきます。

具体的には、技能教習料及び学科教習料は受講時点、各検定料は受験時点、入学金等の諸費用は入校時点での税率で消費税を算出します。

消費税改正前にご入金されました諸料金は、ご入金時点での税率で消費税を算出して預かり消費税として処理させていただきます。実際に受講（消費）した時点での税率で消費税を計算し直し、差額がある場合には卒業時にお客様へご請求させていただきます。

教習ローンや大学生協等の斡旋業者を通じてお支払い頂いた場合も同様です。

### 2 価格の表示

消費税転嫁対策特別措置法で定められた2021年3月31日までの間は、入学案内の料金表をはじめとした広報物や掲示物等へは、消費税を除いた本体価格と税込価格を併記して表示させていただきます。なお、非課税科目である仮免受験手数料と仮免交付手数料の三重県収入証紙代につきましては、規程により本体価格から除いて表示させていただきます。

### 3 消費税改正に関する問い合わせ先

株式会社中勢自動車学校「お客様相談窓口」

三重県鈴鹿市寺家六丁目1番20号 電話：059-386-1452

2019年2月1日

株式会社中勢自動車学校  
代表取締役 櫛田 浩哉